

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件」の一部改正案及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の一部改正案について（概要）

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項において、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものと規定されており、具体的には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和 51 年 7 月 24 日農林省告示第 750 号。以下「告示」という。）において指定されている。

また、法第 3 条第 1 項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて（同条第 2 項）飼料及び飼料添加物の成分規格等を定めることができることとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）において定められている。

2 改正の概要

今般、法第 2 条第 3 項及び第 3 条第 2 項の規定に基づき、農業資材審議会の意見を聴いたところ、以下のとおり改正することは適当であるとの答申を得たことから、告示及び省令の一部を改正することとする。

- 告示について、ムラミダーゼ（飼料の栄養成分の有効な利用の促進を目的とし、飼料に添加する物質）を新規飼料添加物として指定する。
- 省令別表第 1 の 1 の（2）に、ムラミダーゼをブロイラー以外の飼料に用いてはならない旨規定する。
- 省令別表第 1 の 1 の（5）に、ムラミダーゼをペプチドグリカン分解酵素と表示できる旨規定する。
- 省令別表第 2 の 8 に、ムラミダーゼの製造の方法等の基準及び成分の規格を新たに設定する。

3 施行期日

公布の日